八の項に掲げる区域		99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
九の項に掲げる区域		99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
十の項に掲げる区域		103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
十一の項に掲げる区域		103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
十四の項に掲げる区域		1,645.5MHzを超え1,646.5MHz以下及び2,660MHzを超え2,690MHz以下の周波数
十五の項に掲げる区域	施行規則第五十一条の九の七第一号に掲げる区域	850MHzを超え860MHz以下の周波数
	施行規則第五十一条の九の七第二号に掲げる区域	850MHzを超え860MHz以下の周波数

注　この周波数は、法別表第七備考の規定が適用される無線局が使用する電波の周波数である。

○法務省告示第五百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年十二月十四日法務省告示第六百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号中「平成二十五年十二月十四日」を「平成二十八年十二月十四日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十二月十四日から施行する。

○法務省告示第五百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社藤鋼業の項中「東京都江戸川区篠崎町二丁目二百八十一番地」を「東京都江戸川区篠崎町二丁目六十番一号」に改める。

○法務省告示第五百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ミヤシタフーズ	長野県伊那市上新田二千三百七十二番地二	惣菜製造業

○法務省告示第五百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社セントラルシステムの項中「電気機器組立て」の下に「、溶接」を加える。

○法務省告示第五百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社光和建設の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社光和建設	長野県佐久市中込二千五百九十八番地	型枠施工、とび
株式会社東洋実業	広島県東広島市八本松南一丁目八番十二号	防水施工
株式会社大成ホーム	沖縄県浦添市牧港三丁目三十九番十一号	建築大工
株式会社喜名新	沖縄県浦添市字沢岻千四百二十九番地の一	建築大工